

## 【事例42】お墓を引っ越しする(改葬する)には？

【事例】実家を整理したので、お墓も都会に持っていくことになった。お寺に話したところ、高額な離檀料を請求されてびっくりした。住職に「埋蔵証明書」を発行してほしいので、困っている。(50歳代：男性)

【対処法】① 改葬は勝手にはできません。まず、墓地の管理者である住職に埋蔵証明書を発行してもらい、自治体から「改葬許可証」をもらって下さい。これで遺骨を取り出すことができます。受け入れ先(お墓の移転先)の必要書類も整えましょう。

② お寺に引っ越しの相談に行くときには、これまでのお礼としていくらかのお布施を用意すると良いでしょうが、法外な「離檀料」は必要ありません。困った場合は、お寺が所属する宗派の本山の宗務院に相談しましょう。

③ 墓石を動かすときは「閉眼供養」や「納骨法要」を行いますが、この時には別にお布施が必要になるようです。お墓を移した後は、更地にして管理者に返還します。

※問題があれば、企画課の消費相談窓口にご相談しましょう。秘密は守られます。